平成２４年（フ）第２号
山口市吉敷中東２丁目５番９―102号　上東住宅
債務者　河野　節子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９６６号
埼玉県新座市馬場１丁目５番38号
債務者　井上　貴夫
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９７３号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目１番地12　高橋コーポ403、旧住所埼玉県新座市石神５丁目５番29号
債務者　根本　敏男
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９９６号
さいたま市北区本郷町17番地８　県営西本郷団地905
債務者　塚本　晃子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０６１号
さいたま市北区吉野町１丁目21番地１　フジハイツ203号
債務者　田野入聖一
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１６１号
埼玉県鴻巣市箕田3795番地、旧住所広島県三次市三良坂町三良坂1542番地４
債務者　岩口　法和
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１６５号
埼玉県上尾市春日２丁目17番地２
債務者　澤畑　智裕
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１９７号
さいたま市大宮区三橋４丁目61番地16　サンハイツ101
債務者　竹ノ内忠儀
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７８９号
埼玉県飯能市大字原町170番地13
債務者　齋藤　祐介
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８９１号
埼玉県坂戸市南町17番４号　エミネンス201号室
債務者　本山　峰徳
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８９８号
埼玉県川越市大字鯨井1737番地５
債務者　守屋　　薫
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９１６号
埼玉県坂戸市千代田３丁目７番７号　コーポ中央102号室
債務者　小笠原靖子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９３３号
埼玉県所沢市松葉町21番４―302号　進永ハイツ
債務者　石見　恭子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９３７号
埼玉県所沢市中富南３丁目13番地の１　アートＴＭＳ201、前住所東京都東村山市秋津町１丁目18番地７
債務者　高野　　哲
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９３８号
埼玉県所沢市中富南３丁目13番地の１　アートＴＭＳ201、前住所埼玉県所沢市中富南４丁目１番地　センタースクエア１―604
債務者　高野久美子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１２号
埼玉県飯能市大字岩沢1109番地６　コーポエムエイ205、前住所埼玉県飯能市大字岩沢168番地９
債務者　柴山　千穂
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１５号
埼玉県入間市大字小谷田772番地３
債務者　中島　　香（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部